

茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議設置要綱

(目的)

第1条 茅ヶ崎市と寒川町（以下「1市1町」という。）は、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等の生活圏域が共通していることから、これまでも様々な広域連携施策を実施してきたところであるが、地方分権社会の進展や多様化・高度化する住民ニーズへの対応等、地方自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成元年12月6日に締結された協定書に基づき、今後も住民サービスの向上、事務の効率化及び相互の組織強化を目指し、広域連携施策を充実拡大するため、茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討項目)

第2条 検討会議の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 新たな広域連携施策の取組に対する調査研究に関すること。
- (2) 既存の広域連携施策に対する検証及び充実拡大に向けた取組に関すること。
- (3) 広域連携施策の進展後の1市1町の組織及び運営に関すること。
- (4) その他検討会議の目的を達成するために必要な事項

(検討会議の組織)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員を持って組織し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

茅ヶ崎市長	会長又は副会長
寒川町長	会長又は副会長
茅ヶ崎市副市長	委員
寒川町副町長	委員
茅ヶ崎市企画担当部長	委員
寒川町企画担当部長	委員

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、1市1町の長が協議して定める。

- 2 会長は、検討会議を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 会長は、必要に応じて委員以外の専門知識を有する関係者等に検討会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(作業部会)

第5条 第2条に定める検討項目の詳細な調査研究を行うため、検討会議に茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、その構成は広域連携担当者及び行政改革担当者とする。
- 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 4 前条第2項から第5項までの規定は作業部会について準用する。
- 5 部会長は、作業部会における検討の結果を検討会議に報告するものとする。

(分科会)

第6条 作業部会は、特定のテーマの調査研究を効果的に行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、部会長が指名する部会員及び当該テーマに関係する部署の担当者をもって組織する。
- 3 分科会長及び副分科会長は、分科会員の互選により定める。
- 4 第4条第2項から第3項及び第5項の規定は分科会について準用する。

(庶務)

第7条 検討会議、作業部会及び分科会の庶務は、両市町において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月20日から施行する。